

## 理事者確認書に関する Q & A

平成 23 年 4 月 12 日

改正 平成 24 年 7 月 18 日

日本公認会計士協会

### はじめに

日本公認会計士協会では経営者確認書に関して、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（平成 23 年 12 月 22 日公表、平成 24 年 6 月 15 日改正。以下「監査基準委員会報告書 580」という。）を公表している。

本研究報告は、「公益法人会計基準」（平成 20 年 4 月 11 日公表、平成 21 年 10 月 16 日改正。以下「平成 20 年基準」という。）を採用している公益社団・財団法人（\* 1）、移行法人（\* 2）及び一般社団・財団法人（移行法人を除く。）（\* 3）並びに平成 20 年基準又は「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「平成 16 年改正基準」という。）を採用している特例民法法人（\* 4）の財務諸表監査等において理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q & A として示すとともに、監査基準委員会報告書 580 を基にした法人ごとの「理事者確認書」の具体的な記載例を示したものである。

（\* 1）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。

以下「認定法」という。）第 2 条第 3 号に定めのある公益法人

（\* 2）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 123 条第 1 項に定めのある移行法人（公益目的支出計画の実施が完了していない一般社団・財団法人）

（\* 3）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に基づき設立された法人（移行法人を除く。）

（\* 4）旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人で、公益法人制度改革関連三法（一般社団・財団法人法、認定法及び整備法）の施行の後、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人への移行の登記を行っていないものをいう。

Q 1 この研究報告と監査基準委員会報告書 580 はどのような関係にありますか。

A 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人及び特例民法法人の監査においても、理事者確認書の取扱いは監査基準委員会報告書 580 によるのであるが、これらの法人と企業との相違から、取扱いが異なる項目、留意すべき事項についてはこの研究報告において明らかにすることとしたものである。

なお、監査基準委員会報告書 580 をこれらの法人の監査の実務に具体的に適用するに当たって、該当のない事項については当然に適用にならないことのほか、用語について必要に応じて読み替えることなどに留意しなければならない。

Q 2 企業会計の基準と公益法人会計の基準は異なりますが、監査基準委員会報告書 580 を公益社団・財団法人、一般社団・財団法人及び特例民法法人の監査に適用するに当たってどのようなことに留意したらよいですか。

A

1. 企業会計の基準と公益法人会計の基準では、作成が求められる財務諸表等が異なるほか、連結会計制度の有無、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表での区分経理の要請の有無など、いくつかの点で相違がある。

これらの会計基準間の相違に対応して、理事者に確認する事項は、企業の経営者に確認する事項と異なることになる。なお、具体的な記載例については、Q 4 以下に示している。

2. また、公益法人には当てはまらない事項として読替えが必要な用語の例及び読替え後の用語は、それぞれ次のとおりである。

①財務諸表→財務諸表等 ②経営者→理事者 ③企業会計の基準→公益法人会計の基準 ④企業→公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特例民法法人  
代表取締役→代表理事 ⑥取締役→理事 ⑦規制当局→行政庁等（公益社団・財団法人又は移行法人の場合）、所管官庁等（特例民法法人の場合） ⑧株主総会及び取締役会の議事録→社員総会（又は評議員会）及び理事会の議事録 ⑨継続企業的前提→継続事業の前提 ⑩経営計画→事業計画 ⑪従業員→職員

Q 3 監査基準委員会報告書 580 で示されている確認事項について、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人及び特例民法法人の場合、相違がありますか。

A

1. 監査基準委員会報告書 580 第 12 項では、監査人は、「監査基準委員会報告書で

要求されている確認事項に加えて、財務諸表又は財務諸表における特定のアサーションに関連する他の監査証拠を裏付けるため、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。」とされており、同報告書の付録2 経営者確認書の記載例「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」において、このような確認事項について記載例が示されている。

当該記載例については、Q2で示した読替えを行う必要があるが、株主の不存在により確認事項とならない「株主名簿における名義貸し等に関し、関連当事者の存在に影響を及ぼす可能性がある場合」等、該当のない事項を除き、監査人が確認を求める必要があると判断する場合には、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人及び特例民法法人においても確認事項として考える必要がある。

さらに、Q2で示したように、企業会計の基準と公益法人会計の基準では、作成が求められる財務諸表等が異なることなどから、監査基準委員会報告書580に示されている記載例以外にも、非営利法人委員会実務指針第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」（平成22年3月12日 平成24年4月10日改正）、同第35号「特例民法法人における監査上の取扱い」（平成22年3月12日 平成24年4月10日改正）において監査上の留意事項として説明されている以下の事項について、追加的に確認することが望ましい。

(1) 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の区分に関する理事者の見解

公益社団・財団法人及び移行法人の場合、公益目的事業、実施事業を明らかにする趣旨で、内訳表での区分経理が求められている（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第30条第2項及び第6項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）第42条、公益認定等ガイドラインI-5(3)）が、内訳表における区分は、法人が新制度への移行において申請し、公益認定等委員会（又は都道府県の合議制機関）が認定・認可した事業に区分されるものである。そのため、法人が認定・認可された区分に従っているかは、監査上は所与のものとして取り扱われるものであることから、理事者へ確認することが望ましい。

(2) 内訳表における各会計区分の費用計上に関する理事者の見解

公益社団・財団法人及び移行法人の内訳表における各会計区分の費用計上は、直接関係が見出せる損益は直課し、間接費・共通費については法人が実態に応じて定めた配賦基準に基づく配賦により行われるものであり、企業の原価計算における間接費・共通費の配賦の問題と同様である。しかしながら、特に公益目的事業比率が50%に限りなく近い公益社団・財団法人の場合、公益目的事業比率の数

値を不正に操作する誘因があると考えられ、内訳表における各会計区分の費用計上について理事者へ確認することが望ましい。

### (3) 財産の使用目的等に関する理事者の見解

公益社団・財団法人については、公益目的保有財産を貸借対照表又は財産目録において区分表示させることが求められており（認定法施行規則第 25 条）、実務上、公益認定等ガイドライン I-8 及び「公益法人会計基準の運用指針」の様式により財産目録の「使用目的等」で明示されることが想定されている。財産目録の様式では、「貸借対照表科目」、「場所・物量等」、「使用目的等」及び「金額」を記載するものとされており、このうち、「貸借対照表科目」及び「金額」については、貸借対照表と整合して作成されるものであり、また「使用目的等」については公益認定関係書類と整合して作成されるものである。公益社団・財団法人の監査においては、財産目録のうち監査対象には馴染まない「場所・物量等」を除いた「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」を監査対象とし、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類に整合して作成されているか否かについて意見を表明する取扱いとしている。

なお、「使用目的等」については、「公益目的保有財産」、「不可欠特定財産」、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」についてその旨を明示することが「公益法人会計基準の運用指針」の記載上の留意事項で求められている。これらは、公益認定との関連において重要な項目であり、理事者に公益認定関係書類と整合した内容を開示している旨確認を求めることが望ましい。

2. また、継続企業の前提に係る事項については、監査基準委員会報告書 580 の付録 2 経営者確認書の記載例「4. その他追加項目の確認事項（財務諸表監査全般に共通する事項）の記載例」では、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」及び「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとき」に関する記載例が示されている。

公益法人における継続事業の前提については、公益法人特有の問題に十分に留意する必要があることから、平成 22 年 3 月 30 日に非営利法人委員会研究報告第 21 号「公益法人の継続事業の前提について」が公表されており、公益法人に特有の継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況として、以下の項目が記載されている。

<財務指標関係>

【公益財団法人・一般財団法人に特有な事象又は状況】

- ・ 正味財産が 300 万円未満

<その他>

【公益社団・財団法人に特有な事象又は状況】

- ・ 認定法第5条各号に掲げる基準への不適合等による行政庁からの勧告、命令
- ・ 認定法第6条各号の欠格事由に基づく公益認定の取消しのおそれ

【移行法人に特有な事象又は状況】

- ・ 正当な理由なく公益目的支出計画に定めた支出を行わない等による行政庁からの勧告、命令

上記のうち、＜その他＞に関する項目については、一般に財務指標には表れないことから、質問以外の有効な監査手続は少ないと考えられ、該当する事象又は状況の有無について理事者確認書を入手することが、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を補完する手段となる場合も考えられる。

Q 4 公益社団・財団法人に対する監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。

A 次のような記載例が考えられる。

	平成×年×月×日
公認会計士事務所	
公認会計士 殿（注1）	
	公益社団（財団）法人〇〇〇〇
	代表理事 （署名）
	（又は記名捺印）
	財務・経理担当理事 （署名）
	（又は記名捺印）

本確認書は、当公益社団（財団）法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいい、正味財産増減計算書内訳表を含む。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書（注3）並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに平成×年×月×日現在の〇〇事業年度（注2）の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注4）

## 記

### 財務諸表等及び財産目録

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当公益社団（財団）法人の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フロー（注5）の状況を適正に表示しております。
2. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成する責任を果たしました。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
5. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注6）
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等及び財産目録に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注6）
7. 財務諸表等及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注6）
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等及び財産目録全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注6）
9. 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表は、公益認定等委員会（又は都道府県の合議制機関）で認定された事業に区分しております。（注7）
10. 正味財産増減計算書内訳表で表示されている各会計区分の事業費及び管理費は直接関係が見出せる損益は直課し、共通に発生するものは当公益社団（財団）法人の実態に応じて定めた配賦基準に基づき合理的に配賦しております。（注7）
11. 財産目録の「使用目的等」の記載については、適切に開示しております。（注7）
12. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580のA9項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照）

提供する情報

13. 貴殿に以下を提供いたしました。
- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び財産目録の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
  - (2) 本日までに開催された社員総会（又は評議員会）及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
  - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
  - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当公益社団（財団）法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
14. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等及び財産目録に反映されております。
15. 不正による財務諸表等及び財産目録の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。
16. 当公益社団（財団）法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴殿に提供いたしました。
- － 理事者による不正又は不正の疑い
  - － 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
  - － 上記以外の者による財務諸表等及び財産目録に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
17. 職員、元職員、行政庁等又はその他の者から入手した財務諸表等及び財産目録に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴殿に提供いたしました。
18. 財務諸表等及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。
19. 財務諸表等及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注8）又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。
20. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。
21. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書 580 の A10 項及び付録 4 .その他追加項目の確認事項参照）
22. ……………
23. ……………

以 上

（注1） 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 殿

会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○監査法人

業 務 執 行 社 員 公認会計士 殿

会計監査人が有限責任監査法人の場合は以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○○有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 殿

(注2) 法人の会計年度の呼称に合わせる。

(注3) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいい、正味財産増減計算書内訳表を含む。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記」とする。

(注4) 監査基準委員会報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注5) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当公益社団（財団）法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況」とする。

(注6) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注7) Q3を参照。

(注8) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

<p>Q5 移行法人に対する監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。</p>
---

A 次のような記載例が考えられる。

平成×年×月×日

公認会計士事務所  
公認会計士 殿（注1）

一般社団（財団）法人〇〇〇〇  
代表理事 （署名）  
（又は記名捺印）  
財務・経理担当理事 （署名）  
（又は記名捺印）

本確認書は、当一般社団（財団）法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）及び損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいい、正味財産増減計算書内訳表を含む。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注3）

#### 記

##### 財務諸表等

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当一般社団（財団）法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注4）
6. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人

会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。(注4)

7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注4)
8. 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表は、公益認定等委員会(又は都道府県の合議制機関)で認可された事業に区分しております。(注5)
9. 正味財産増減計算書内訳表で表示されている各会計区分の事業費及び管理費は直接関係が見出せる損益は直課し、共通に発生するものは当一般社団(財団)法人の実態に応じて定めた配賦基準に基づき合理的に配賦しております。(注5)
10. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA9項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照)

#### 提供する情報

11. 貴殿に以下を提供いたしました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された社員総会(又は評議員会)及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当一般社団(財団)法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会

12. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。

13. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。

14. 当一般社団(財団)法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴殿に提供いたしました。

- ー 理事者による不正又は不正の疑い
- ー 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
- ー 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

15. 職員、元職員、行政庁等又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴殿に提供いたしました。

16. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。

17. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注6)又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。

18. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。

19. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580のA10項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照）

20. ……………

21. ……………

以 上

(注1) 会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○監査法人

指 定 社 員                      公認会計士                      殿  
業 務 執 行 社 員

会計監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○監査法人

業 務 執 行 社 員                      公認会計士                      殿

会計監査人が有限責任監査法人の場合は以下とし、確認書本文中の「貴殿」を「貴監査法人」とする。

○○有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員                      公認会計士                      殿  
業 務 執 行 社 員

(注2) 法人の会計年度の呼称に合わせる。

(注3) 監査基準委員会報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注5) Q3を参照。

(注6) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

Q6 一般社団・財団法人（移行法人を除く。）に対する監査意見の表明に当たって入

手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。

A 次のような記載例が考えられる。

	平成×年×月×日
公認会計士事務所	
公認会計士 殿（注1）	
	一般社団（財団）法人〇〇〇〇 代表理事 （署名） （又は記名捺印） 財務・経理担当理事 （署名） （又は記名捺印）
<p>本確認書は、当一般社団（財団）法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注3）</p>	
記	
財務諸表等	
1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当一般社団（財団）法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況を適正に表示しております。	
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。	
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。	
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注4）	
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注4）	

6. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。(注4)
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注4)
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA9項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照)

#### 提供する情報

9. 貴殿に以下を提供いたしました。
  - (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
  - (2) 本日まで開催された社員総会(又は評議員会)及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
  - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
  - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当一般社団(財団)法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
10. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。
11. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。
12. 当一般社団(財団)法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴殿に提供いたしました。
  - ー 理事者による不正又は不正の疑い
  - ー 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
  - ー 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 職員、元職員、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴殿に提供いたしました。
14. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。
15. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注5)又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員



平成×年×月×日

〇〇公認会計士事務所

公認会計士 殿（注1）

社団（財団）法人〇〇〇〇

理事長 （署名）

（又は記名捺印）

財務・経理担当理事 （署名）

（又は記名捺印）

本確認書は、当社団（財団）法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の貸借対照表（貸借対照表内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。）を含む。）、キャッシュ・フロー計算書（注3）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに平成×年×月×日現在の〇〇事業年度（注2）の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して作成されているかについて、貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注4）

#### 記

##### 財務諸表等及び財産目録

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当社団（財団）法人の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フロー（注5）の状況を適正に表示しております。
2. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財産目録を作成する責任を果たしました。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、

合理的であると判断しております。

5. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。(注6)
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等及び財産目録に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。(注6)
7. 財務諸表等及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。(注6)
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等及び財産目録全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注6)
9. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(監査基準委員会報告書580のA9項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照)

#### 提供する情報

10. 貴殿に以下を提供いたしました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び財産目録の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された社員総会(又は評議員会)及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当社団(財団)法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会

11. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等及び財産目録に反映されております。

12. 不正による財務諸表等及び財産目録の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。

13. 当社団(財団)法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴殿に提供いたしました。

- ー 理事者による不正又は不正の疑い
- ー 内部統制において重要な役割を担っている職員による不正又は不正の疑い
- ー 上記以外の者による財務諸表等及び財産目録に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

14. 職員、元職員、所管官庁等又はその他の者から入手した財務諸表等及び財産目録に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴殿に提供いたしました。

15. 財務諸表等及び財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違



上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注5) キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当社団（財団）法人の財産及び正味財産増減の状況」とする。

(注6) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注7) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

Q8 平成16年改正基準を採用している特例民法法人に対する監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書の具体的な記載例を示してください。

A 「平成16年改正基準」を採用している場合、次のような記載例が考えられる。

		平成×年×月×日
〇〇公認会計士事務所		
公認会計士	殿（注1）	
		社団（財団）法人〇〇〇〇
		理事長（署名）
		（又は記名捺印）
		財務・経理担当理事（署名）
		（又は記名捺印）
<p>本確認書は、当社団（財団）法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書（注3）、財務諸表に対する注記及び財産目録（以下「財務諸表等」という。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、並びに平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注2）の収支計算書（収支計算書に対する注記を含む。以下同じ。）が、すべての重要な点において、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に従って作成されているかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注4）</p>		
記		
財務諸表等及び収支計算書		
1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書		

に記載されたとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任を果たしました。財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して当社団（財団）法人の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フロー（注5）の状況を適正に表示しております。

2. 私たちは、平成×年×月×日付けの（〇〇事業年度（注2）に係る）監査契約書に記載されたとおり、「内部管理事項」に従って収支計算書を作成する責任を果たしました。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等及び収支計算書を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
5. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注6）
6. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等及び収支計算書に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注6）
7. 財務諸表等及び収支計算書を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注6）
8. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等及び収支計算書全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注6）
9. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（監査基準委員会報告書580のA9項及び付録4.その他追加項目の確認事項参照）

#### 提供する情報

10. 貴殿に以下を提供いたしました。
  - (1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び収支計算書の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
  - (2) 本日までに開催された社員総会（又は評議員会）及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
  - (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
  - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当社団（財団）法人の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
11. すべての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等及び収支計算書に反映されております。



#### 業 務 執 行 社 員

- (注2) 法人の会計年度の呼称に合わせる。
- (注3) キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及び財産目録」とする。
- (注4) 監査基準委員会報告書580のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。
- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
  - ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
  - ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- (注5) キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当社団（財団）法人の財産及び正味財産増減の状況」とする。
- (注6) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。
- (注7) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

以 上